

協議が調ったことの証明書（案）

- 1) 北野地域よりみちバス事業計画変更 p 2
- 2) 城島地域よりみちバス事業計画変更 p 11

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和元年12月26日付け 久留米市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議
が調ったことを証明する。

記

北野地域よりみちバス（コスモス号）の事業計画を次のとおり変更する。

- 変更内容：別紙のとおり

令和元年12月 日
久留米市地域公共交通会議
会 長 森 望

北野地域よりみちバス（コスモス号） 事業計画変更（案）

■事業計画の変更概要

（方針）利用者は増加傾向であり、現在の運行ルート、ダイヤを基本とし、運行の効率化や利便性の向上、遅延への対応などの変更を行う。

項目	変更概要
運行車両 運行方式	○変更無し
運行日	○変更無し
バス停	1)廃止 ○下今山公民館〔要予約バス停〕 ○高良6区公民館〔要予約バス停〕 2)名称変更 ○ぽっかぽかの湯 ⇒ ほっこりの湯 ○中村 ⇒ 三井中央高校入口(予定)
運行ルート 運行ダイヤ	①大城1・2便運行ルートの一部変更(交通規制対策・多客対策) ②大城6便運行ルートの復乗部分を廃止(利便性向上) ③金島2便の終点変更(赤司から神代病院へ向かう系統確保) ④金島4便の終点変更(金島からザ・ビッグ北野店へ向かう系統確保) ⑤金島3便の起点変更(ザ・ビッグ北野店から金島へ向かう系統確保) ⑥金島7・8便の終点を変更(利便性向上) ⑦金島9便の廃止(合理化) ⑧北野便全便の運行ルート見直し(利便性向上) ⑨弓削1・3便の終点、4・6便の起点を三井中央高校入口に変更(利便性向上) ⑩弓削7・9・11便を2便に集約(合理化) ⑪弓削12便の運行ルート見直し(合理化)
その他	○特になし

1. 運行の目的

既存公共交通を補完・連携し、自動車を自由に運転することができない高齢者などの移動制約者に対する買物や通院などの日々の移動手段を確保する。

2. 事業主体

久留米市

3. 運行主体

(委託先) 福岡県筑後地区タクシー協会

[運行事業者] ・有限会社 北野猪口タクシー

・安全タクシー 有限会社

※委託先、運行事業者は令和元年12月時点の事業者を記載

4. 運行車両

10人乗り車両 2両

5人乗り車両 (予備車両: 追走、不定期運行に使用)

○一般乗用旅客事業者運送事業に供する車両と併用

○使用する車両の最大寸法 (10人乗り)

全長 5,380mm×全幅 1,880mm×全高 2,285mm

5. 運行方式

路線定期運行 (一部迂回路線、路線不定期運行併設)

6. 運行日と運休日

1) 運行日 (変更有: 赤色部)

月曜～土曜 (運行系統を2つに分け隔日運行 [A日程、B日程] で運行)

日程	運行曜日	主な運行校区	便名と運行本数
A 日程	月・水・金	大城校区	大城便: 8便(往復 4→5, 循環 4→3)
		金島校区	金島便: 12→9便(往復 12→9, 循環 0)
B 日程	火・木・土	北野校区	北野便: 6便(往復 0→1, 循環 6→5)
		弓削校区	弓削便: 12→11便(往復 12→11, 循環 0)

※表中の「往復」は往路又は復路の片側で1便と計数

※現行本数→変更後本数で記載

2) 運休日

日曜、祝日

お盆 (8月13日～15日) 及び年末年始 (12月31日～1月3日)

7. 運行範囲、バス停 【資料2 参照】

1) 運行範囲

- ・北野地域全域（旧北野町）
- ・善導寺校区の一部（プラザ善導寺、ぜんどうじ整形外科、つむら眼科医院）
- ・宮ノ陣校区の一部（古賀茶屋駅）
- ・大刀洗町の一部（大堰駅、Aコープ大刀洗店）

2) バス停（変更有：赤色部）

校區別バス停数

校 区	弓削校区	北野校区	大城校区	金島校区	その他
通常バス停	11	21	26	13	6
要予約バス停	1→0	4→3	2	3	0
校区合計	12→11	25→24	28	16	6
総 数	87→85(通常77 要予約10→8)				

※通常バス停：通常の運行(路線定期運行)で停車するバス停

※要予約バス停:利用するためには予約が必要となるバス停(予約があった場合にのみ定路線から迂回運行して停車する)

※現行バス停数→変更後バス停数で記載

バス停名称変更

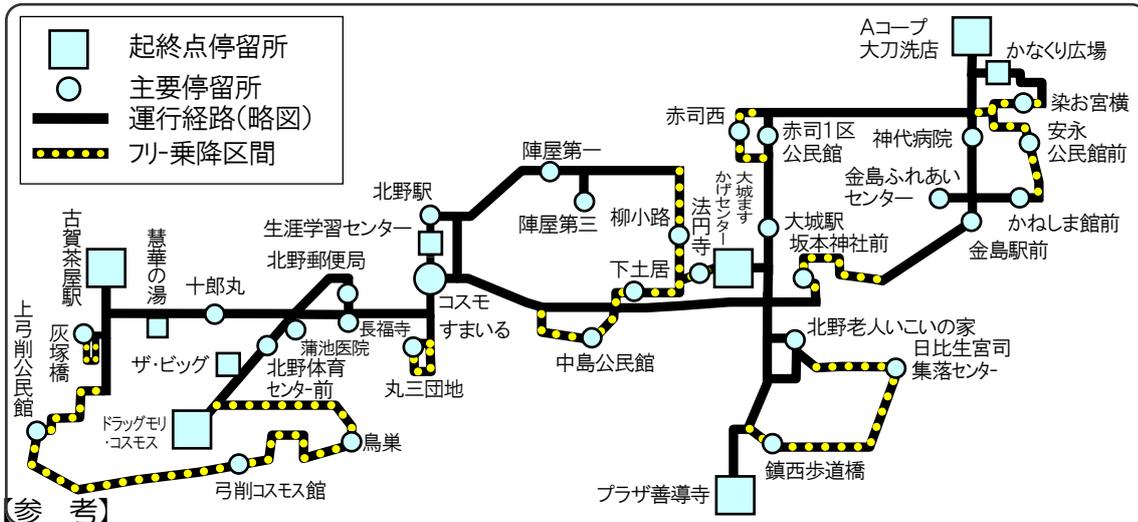
- ぽっかぽかの湯 ⇒ ほっこりの湯
- 中村 ⇒ 三井中央高校入口(予定)

廃止バス停

- 下今山公民館 [要予約バス停]
- 高良6区公民館 [要予約バス停]

3) 運行経路 (変更有: 変更部は資料2参照)

概略運行経路



フリー乗降区間に設定する区間の状況

- 集落内、若しくは集落周辺の生活道路
- 交通量は少なく、集落居住者の交通が主体
- 道路は1車線（一部2車線）で、乗車の際は原則進行方向の左側路側帯で待つ。道路幅員が狭く路側帯も無い区間では、利用者は道路端で待つ（「よりみちバス」車両の停車により他車両は停車、若しくは徐行して通行する）。

8. 運行ダイヤ (変更有: 変更部は資料2参照)

別紙資料に記載

9. 運賃等

1) 運賃

① 1回利用 200円

《ただし、次の方は100円で利用可能》

- ◆小学生及び未就学児（未就学児は保護者同伴で無料）
- ◆障害者の方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳提示）
- ◆運転経歴証明書提示者（運転免許自主返納者）
- ◆路線バス、鉄道の定期券提示者（北野地域内及び古賀茶屋駅・大堰駅が起終点のもの）
- ◆西鉄バスグランドパス65提示者

※定期券類は有効期限内のものに限る

② 北野地域1日バス乗車券 300円

- 1日乗車券はよりみちバス、路線バス（北野線）で利用可能
- 路線バスは北野地域内の乗降のみ利用可（造出～石崎間の乗降）
- 1日バス乗車券は「よりみちバス車内」「（有）北野猪ロタクシー 一本社」で購入可能（※西鉄バス北野線車内では販売していません）



③ 1ヶ月定期券 1,000円

- 1ヶ月定期券は「よりみちバス」のみで利用可能（路線バス（北野線）は利用不可。）
- 1ヶ月定期券は「よりみちバス車内」のみで購入可能



2) 同乗介助者等の運賃無料

- 障害者や校区まちづくり振興会等の実施イベント（サロン事業等）に参加する高齢者を介助・付添する人の「よりみちバス（コスモス号）」運賃を無料（運賃は久留米市負担）にするもの

3) その他利用券の発行

- よりみちバスの運賃支払いに利用できる100円券を発行

4) 無料お試し乗車の実施（予定）

- 事業計画変更日（運行ルート、ダイヤの改正日）から1ヶ月間（月単位）、よりみちバスが無料で乗車できる期間を設定
- 対象は高齢者、障害者の方、運転免許証自主返納者に限定

備考) 無料お試し乗車について

- 新たな運行ルート、ダイヤに慣れてもらうこと、これまで利用をためらっていた方に、まずは乗ってもらうことを目的として実施
- 利用者の運賃は、久留米市が負担

10. 利用方法

1) 「通常バス停」の乗降方法

乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ○運行ダイヤを確認し、通過時刻前にバス停前で待つ。 ○バスが来て扉が開いたら乗車。 ○乗務員に運賃を支払い、『行き先(降車バス停)』を告げて着席。 【よりみちバス車内で「1日バス乗車券・1ヶ月定期券は購入可能」】
降車時	<ul style="list-style-type: none"> ○降車バス停に車両が完全に停止してから席を立ち降りる。

運賃先払い

2) 「要予約バス停」の乗降方法

乗車時	① 乗車時刻が10:00よりも早い便へ乗車する場合	○前日17:00までに「北野猪口タクシー」に電話 ※利用日、利用する便名、利用するバス停を伝える ※受付時間は9:00～17:00 ○バス停からの乗車方法は通常バス停と同じ。
	② 乗車時刻が10:00よりも遅い便へ乗車する場合	○利用時刻1時間前までに「北野猪口タクシー」に電話 ※利用日、利用する便名、利用するバス停を伝える ○バス停からの乗車方法は通常バス停と同じ。
降車時	○通常バス停の乗降方法と同じ ※乗車時に要予約バス停に降りることを伝える。	

3) フリー乗降区間からの乗車方法

○バスが来たら手を上げる等の合図により乗務員に知らせる。

【バスから見える安全な位置でしっかりと合図】

○交差点や見通しの悪い曲がり角等、安全な乗車が確保できない場所では停車しない。

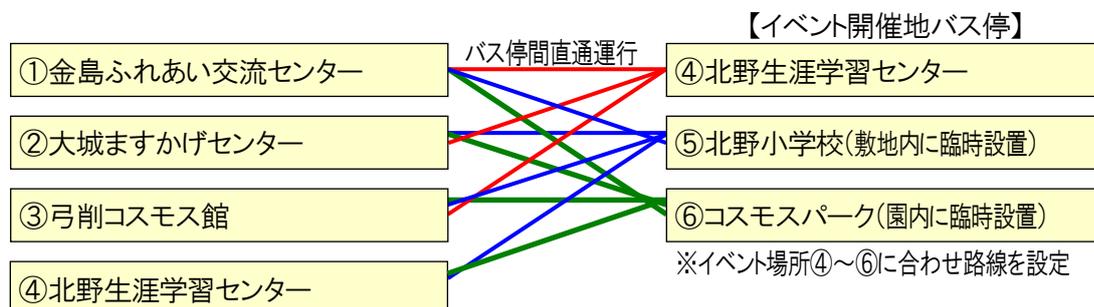
4) 乗車定員に達し乗り切れなかった場合の対応

○よりみちバス車両の乗客定員は9名であるため、定員に達して乗り切れない場合は、5人乗り車両(セダン型タクシー) を使い追走便を運行する。

1.1. 臨時運行 【資料2 参照】

○新規利用者の獲得を目的とし、運休時(日・祝日)の車両を活用して、地域イベントの開催に合わせた臨時運行を実施

○臨時運行バス停及び路線



○路線不定期運行として申請し、イベント開催日時に合わせて運行日、運行ダイヤを設定(イベント開催前に利用者へは広報誌等で周知を実施し、国に運行の実施を届出)

○使用する車両・バス停、運賃は通常運行に同じ。

1.2. その他

○事業計画変更予定日：令和2年4月1日

1. 路線の一部変更、新設、廃止 (変更部分を 赤字 で記載)

■ 新設路線：延べ390m (詳細は路線一覧参照)

道路種別	道路管理者	延べ延長	路線名
県道	久留米県土整備事務所	390m	a8(一部390m)

■ 廃止路線：延べ400m (詳細は路線一覧参照)

道路種別	道路管理者	延べ延長	路線名
市道	久留米市	400m	a58(290m)、a18(110m)

■ 路線一覧 1/2 (県道部)

新路線 番号	現路線 番号	起 点	終 点	キ口程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市、大刀洗町は福岡県三井郡大刀洗町)				
a1	a1	北野町今山 591-5 地先	北野町石崎 124-1 地先	2,200	県道	久留米県土整備事務所 (県道 53号)
a2	a2	北野町今山 464-1 地先	宮ノ陣町八丁島 1911-1 地先	1,070	県道	久留米県土整備事務所 (県道 81号)
a3	a3	北野町十郎丸 2264-1 地先	北野町上弓削 67 地先	680	県道	久留米県土整備事務所 (県道 738号)
a5	a5	北野町高良 267-41 地先	北野町高良 468-5 地先	40	県道	久留米県土整備事務所 (県道 739号)
a6	a6	北野町中 648-1 地先	北野町今山 346-1 地先	1,130	県道	久留米県土整備事務所 (県道 53号、739号)
a7	a7	北野町陣屋 486-6 地先	北野町中 18-1 地先	500	県道	久留米県土整備事務所 (県道 741号)
a8	a8	北野町中 283 地先 変更:北野町中 18-1 地先	北野町今山 602-1 地先 新設区間:起点側 390m	80 類470	県道	久留米県土整備事務所 (県道 741号)
a9	a9	変更:北野町塚島 294-3 地先	北野町中 235-1 地先	980	県道	久留米県土整備事務所 (県道 81号)
a10	a10	北野町乙丸 450-5 地先	善導寺町飯田 423-1 地先	4,450	県道	久留米県土整備事務所 (県道 81、740号)
a11	a11	北野町大城 300-1 地先	北野町大城 293-1 地先	60	県道	久留米県土整備事務所 (県道 81号)
a12	a12	北野町八重亀 417-3 地先	北野町金島 2060-3 地先	1,950	県道	久留米県土整備事務所 (県道 744号)
a13	a13	大刀洗町大字本郷 1017-1 地先	北野町中川 900-1 地先	2,100	県道	久留米県土整備事務所 (県道 743、744号)
a14	a14	北野町中川 2305-8 地先	北野町八重亀 182-1 地先	270	県道	久留米県土整備事務所 (県道 584号)
a15	a15	北野町中川 2423-1 地先	北野町中川 312-1 地先	130	県道	久留米県土整備事務所 (県道 743号)

■ 路線一覧 2/2 (市道、私道等)

新路線 番号	現路線 番号	起 点	終 点	キ口程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市)				
a16	a16	北野町高良 1205-4 地先	北野町上弓削 67 地先	5,090	市道	久留米市
a17	a17	北野町十郎丸 2272-1 地先	北野町十郎丸 2272-1 地先	520	市道	久留米市
廃止	a18	北野町今山 725-3 地先	北野町今山 479 地先	(110)	市道	久留米市
a19	a19	北野町今山 816-7 地先	北野町今山 502 地先	210	市道	久留米市
a20	a20	北野町今山 347 地先	北野町今山 464-1 地先	620	市道	久留米市
a21	a21	北野町今山 346-1 地先	北野町千代島 797-36 地先	310	市道	久留米市
a22	a22	北野町千代島 824-18 地先	北野町千代島 797-36 地先	240	市道	久留米市
a26	a26	北野町今山 602-1 地先	北野町中 3294-1 地先	170	市道	久留米市
a27	a27	北野町中 137-1 地先	北野町中 283 地先	280	市道	久留米市
a30	a30	北野町陣屋 486-6 地先	北野町仁王丸 1056 地先	1,020	市道	久留米市
a31	a31	北野町陣屋 491-3 地先	北野町陣屋 345-4 地先	240	市道	久留米市
a32	a32	北野町陣屋 298 地先	北野町陣屋 133-2 地先	90	市道	久留米市
a33	a33	北野町仁王丸 11-1 地先	北野町千代島 322-1 地先	1,910	市道	久留米市
a34	a34	北野町仁王丸 1056 地先	北野町仁王丸 68 地先	1,530	市道	久留米市
a35	a35	北野町仁王丸 68 地先	北野町大城 74-4 地先	350	市道	久留米市
a36	a36	北野町赤司 1519-1 地先	北野町赤司 1645-1 地先	1,120	市道	久留米市
a38	a38	北野町稲数 277-1 地先	北野町稲数 384 地先	160	市道	久留米市
a39	a39	北野町金島 2060-3 地先	北野町大城 19-2 地先	130	市道	久留米市
a40	a40	北野町大城 300-1 地先	北野町大城 344 地先	350	市道	久留米市
a42	a42	北野町大城 300-1 地先	北野町金島 2459-2 地先	790	市道	久留米市
a43	a43	北野町金島 2459-2 地先	北野町大城 533-5 地先	1,200	市道	久留米市
a44	a44	北野町大城 533-5 地先	北野町大城 529-13 地先	150	法定外公共物	久留米市
a45	a45	北野町大城 529-13 地先	北野町大城 554-15 地先	600	市道	久留米市
a46	a46	北野町大城 590-5 地先	北野町大城 1512-1 地先	840	市道	久留米市
a47	a47	北野町金島 1268-1 地先	北野町金島 312-1 地先	990	市道	久留米市
a48	a48	北野町八重亀 182-1 地先	北野町乙丸 70-7 地先	1,540	市道	久留米市
a49	a49	北野町八重亀 417-3 地先	北野町八重亀 135-5 地先	540	市道	久留米市
a50	a50	北野町乙丸 450-5 地先	北野町中川 2305-8 地先	2,670	市道	久留米市
a51	a51	北野町中川 312-1 地先	北野町中川 894-1 地先	700	市道	久留米市
a52	a52	北野町中川 1629-3 地先	北野町中川 2423-1 地先	610	市道	久留米市
a53	a53	北野町中川 490-2 地先	北野町中川 506-1 地先	220	市道	久留米市

新路線 番号	現路線 番号	起 点	終 点	キロ程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市)				
a57	a57	北野町金島 1247-18 地先	北野町金島 406-1 地先	620	市道	久留米市
廃止	a58	北野町高良 1819-2 地先	北野町高良 1814-6 地先	(290)	市道	久留米市
a59	a59	北野町十郎丸 1783 地先	北野町十郎丸 2213-1 地先	80	市道	久留米市
a60	a60	北野町今山 577 地先	北野町中 3253 地先	70	市道	久留米市
a61	a61	北野町大城 898-1 地先	北野町大城 897-1 地先	60	市道	久留米市
a62	a62	北野町中 2904-9 地先	北野町中 520-1 地先	360	市道	久留米市
a63	a63	北野町千代島 824-23 地先	北野町千代島 816-36 地先	170	市道	久留米市
a64	a64	北野町千代島 816-36 地先	北野町高良 278-8 地先	90	私道	コスモス団地自治会
a65	a65	北野町高良 278-8 地先	北野町高良 267-41 地先	130	市道	久留米市
a66	a66	北野町高良 468-5 地先	北野町高良 2512 地先	360	市道	久留米市
a67	a67	北野町稲数 147-1 地先	北野町乙丸 70-7 地先	490	市道	久留米市

2. 停留所名称等の変更

現 状	変更後
下今山公民館〔要予約バス停〕	【廃止】
高良6区公民館〔要予約バス停〕	【廃止】
ぽっかぽかの湯	【名称変更】ほっこりの湯
中村	【名称変更】三井中央高校入口

以下、図面等資料調整中

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和元年12月26日付け 久留米市地域公共交通会議において、下記の事項に関し、協議
が調ったことを証明する。

記

城島地域よりみちバス（インガット号）の事業計画を次のとおり変更する。

- 変更内容：別紙のとおり

令和元年12月 日
久留米市地域公共交通会議
会 長 森 望

城島地域よりみちバス（インガット号） 事業計画変更（案）

■事業計画の変更概要

（方針）利用者は増加傾向であり、現在の運行ルート、ダイヤを基本とし、運行の効率化や利便性の向上を図るための変更を行う。

項目	変更概要
運行車両 運行方式	○変更無し
運行日	○変更無し
バス停	1)新設 ○芦塚浜〔通常バス停〕 ○筒江東〔通常バス停〕 ○マルキョウ三猪店前〔通常バス停〕 2)通常バス停の要予約バス停化 ○城島ふれあいセンター ○浜公民館 ○浜南
運行ルート 運行ダイヤ	①バス停新設に伴う一部ルートの変更 ②通常バス停の要予約バス停化に伴う一部ルート変更 ③A1便を2つの系統に分離(合理化) ④A5便の回送区間の営業化等による増便(利便性向上) ⑤A3・A8便の一部ルート変更(揚田エリアに各停化)(利便性向上) ⑥A9・A12便の起終点変更(合理化) ⑦A13便とA15便を統合(合理化) ⑧B11便以降の起終点を統一し、その時分確保のため一部減便(利便性向上)
その他	○特になし

1. 運行の目的

既存公共交通を補完・連携し、自動車を自由に運転することができない高齢者等の移動制約者に対する買物や通院などの日々の移動手段を確保する。

2. 事業主体

久留米市

3. 運行主体

(委託先) 福岡県筑後地区タクシー協会

[運行事業者] ・有限会社 丸金タクシー

・有限会社 くまタクシー

※委託先、運行事業者は令和元年12月時点の事業者を記載

4. 運行車両

10人乗り車両 2両

5人乗り車両 (予備車両：追走、不定期運行に使用)

○一般乗用旅客事業者運送事業に供する車両と併用

○使用する車両の最大寸法 (10人乗り)

全長 5,380mm×全幅 1,880mm×全高 2,285mm

5. 運行方式

路線定期運行 (一部迂回路線、路線不定期運行併設)

6. 運行日と運行期間

1) 運行日 (変更有：赤色部)

月曜～土曜 (運行区域を2つに分け隔日運行 [A日程、B日程] で運行)

日程	運行曜日	主な運行校区	便名と運行本数
A 日程	月・水・土	下田校区	A便: 16→18(往復 16→18)
		江上校区	
		城島校区	
B 日程	火・木・金	浮島校区	B便: 18→16(往復 18→16)
		青木校区	
		城島校区	

※表中の「往復」は往路又は復路の片側で1便と計数

※現行本数→変更後本数で記載

2) 運休日

日曜、祝日

お盆 (8月13日～15日) 及び年末年始 (12月29日～1月3日)

7. 運行範囲、バス停 【資料2 参照】

1) 運行範囲 (変更有：赤色部)

- ・城島地域全域 (旧城島町)
- ・犬塚校区の一部 (天竺橋、壺町原、マルキョウ三瀧店前、安本病院、犬塚駅、ゆうゆう)
- ・みやき町の一部 (江見 (郵便局前)、アスタラピスタ三根店)
- ・[通過のみ]大川市の一部、大木町の一部、神埼市の一部

2) バス停 (変更有：赤色部)

校区別バス停数

校 区	城島校区	下田校区	江上校区	青木校区	浮島校区	その他
通常バス停	24→21	8→9	14→15	18	5	7→8
要予約バス停	5→8	2	2	0	0	0
校区合計	29	10→11	16→17	18	5	7→8
総 数	85→88(通常76 要予約9→12)					

※通常バス停：通常の運行(路線定期運行)で停車するバス停

※要予約バス停:利用するためには予約が必要となるバス停(予約があった場合にのみ定路線から迂回運行して停車する)

※現行バス停数→変更後バス停数で記載

新設バス停

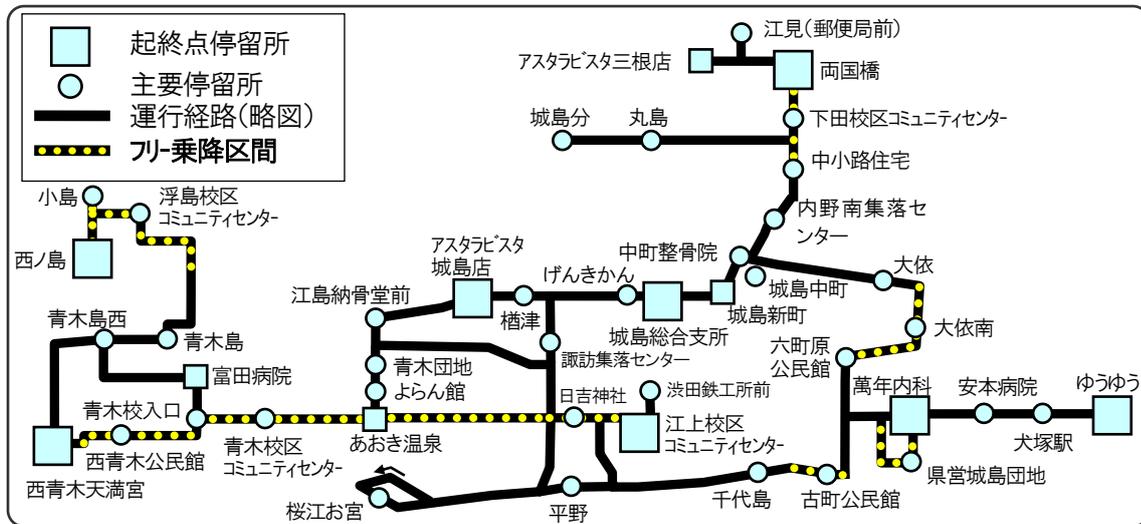
バス停名(状況)	現地写真	
芦塚浜 (通常バス停:バス停は施設敷地内に設置。車両は道路上に停車)		
筒江東 (通常バス停:バス停は施設敷地内に設置。車両も施設敷地内に停車)		
マルキョウ三瀧店前 (通常バス停:バス停は施設敷地内に設置。車両も施設敷地内に停車)		

通常バス停の要予約バス停化

- 城島ふれあいセンター
- 浜公民館
- 浜南

3) 運行経路 (変更有: 変更部は資料2参照)

概略運行経路



【参考】

フリー乗降区間に設定する区間の状況

- 集落内、若しくは集落周辺の生活道路
- 交通量は少なく、集落居住者の交通が主体
- 道路は1車線(一部2車線)で、乗車の際は原則進行方向の左側路側帯で待つ。道路幅員が狭く路側帯も無い区間では、利用者は道路端で待つ(「よりみちバス」車両の停車により他車両は停車、若しくは徐行して通行する)。

8. 運行ダイヤ (変更有: 変更部は資料2参照)

別紙資料に記載

9. 運賃等

1) 運賃

① 1回利用 200円

《ただし、次の方は100円で利用可能》

- ◆小学生及び未就学児(未就学児は保護者同伴で無料)
- ◆障害者の方(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳提示)
- ◆運転経歴証明書提示者(運転免許自主返納者)
- ◆路線バス定期券提示者(城島地域内及び下林・江見バス停、犬塚駅が起終点のもの)
- ◆西鉄バスグランドパス65提示者 ※定期券類は有効期限内のものに限る

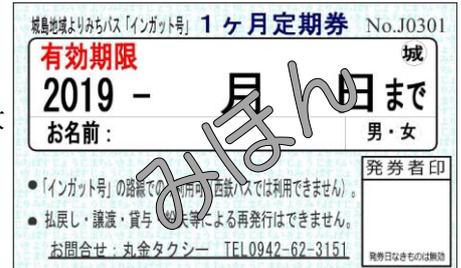
② 城島地域1日バス乗車券 300円

- 1日乗車券はよりみちバス、路線バス（大善寺線）で利用可能
- 路線バスは城島地域内及び下林間の乗降のみ利用可（上城島～下林間の乗降）
- 1日バス乗車券は「よりみちバス車内」「(有)丸金タクシー一本社」で購入可能（※西鉄バス大善寺線車内では販売していません）



③ 1ヶ月定期券 1,000円

- 1ヶ月定期券は「よりみちバス」のみで利用可能（路線バス（大善寺線）は利用不可。）
- 1ヶ月定期券は「よりみちバス車内」のみで購入可能



2) 同乗介助者等の運賃無料

- 障害者や校区まちづくり振興会等の実施イベント（サロン事業等）に参加する高齢者を介助・付添する人の「よりみちバス（インガット号）」運賃を無料（運賃は久留米市負担）にするもの

3) その他利用券の発行

- よりみちバスの運賃支払いに利用できる **100円券** を発行

4) 無料お試し乗車の実施（予定）

- 事業計画変更日（運行ルート、ダイヤの改正日）から1ヶ月間（月単位）、よりみちバスが無料で乗車できる期間を設定
- 対象は高齢者、障害者の方、運転免許証自主返納者に限定

備考) 無料お試し乗車について

- 新たな運行ルート、ダイヤに慣れてもらうこと、これまで利用をためらっていた方に、まずは乗ってもらうことを目的として実施
- 利用者の運賃は、久留米市が負担

10. 利用方法

1) 「通常バス停」の乗降方法

乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ○運行ダイヤを確認し、通過時刻前にバス停前で待つ。 ○バスが来て扉が開いたら乗車。 ○乗務員に運賃を支払い、『行き先(降車バス停)』を告げて着席。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-top: 5px;">運賃先払い</div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">【よりみちバス車内で「1日バス乗車券・1ヶ月定期券は購入可能」】</p>
降車時	<ul style="list-style-type: none"> ○降車バス停に車両が完全に停止してから席を立ち降りる。

2) 「要予約バス停」の乗降方法

乗車時	① 乗車時刻が10:00よりも早い便へ乗車する場合	○前日17:00までに「丸金タクシー」に電話 ※利用日、利用する便名、利用するバス停を伝える ※受付時間は9:00～17:00 ○バス停からの乗車方法は通常バス停と同じ。
	② 乗車時刻が10:00よりも遅い便へ乗車する場合	○利用時刻1時間前までに「丸金タクシー」に電話 ※利用日、利用する便名、利用するバス停を伝える ○バス停からの乗車方法は通常バス停と同じ。
降車時	○通常バス停の乗降方法と同じ ※乗車時に要予約バス停に降りることを伝える。	

丸島・城島分・渋田鉄工所前 からの利用について

- 丸島・城島分・渋田鉄工所前から予約があった場合、5人乗り車両にて迎車し、下田校区または江上校区のコミュニティセンターまで輸送する。その後、A日程の車両に乗り換えて目的地まで移動。予約は利用の前日17時まで。
- 丸島・城島分・渋田鉄工所前に帰る場合、A日程の運行に合わせて、下田校区または江上校区のコミュニティセンターから5人乗り車両で輸送する。

3) フリー乗降区間からの乗車方法

○バスが来たら手を上げる等の合図により乗務員に知らせる。

【バスから見える安全な位置でしっかりと合図】

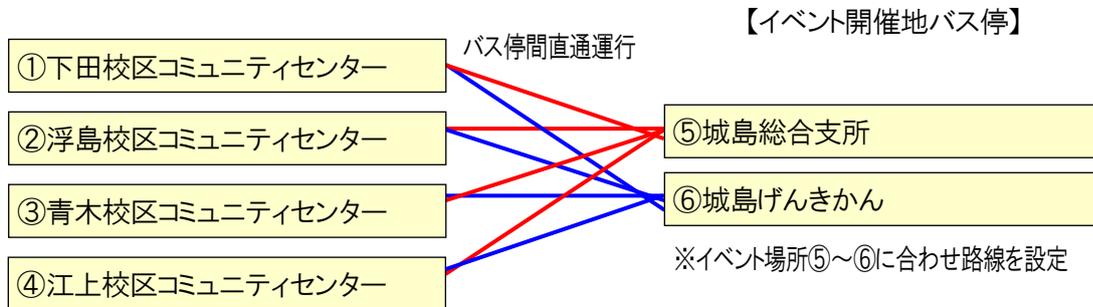
○交差点や見通しの悪い曲がり角等、安全な乗車が確保できない場所では停車しない。

4) 乗車定員に達し乗り切れなかった場合の対応

○よりみちバス車両の乗客定員は9名であるため、乗車定員に達して乗り切れない場合は、5人乗り車両（セダン型タクシー）を使い追走便を運行する。

11. 臨時運行 【資料2 参照】

- 新規利用者の獲得を目的とし、運休時（日・祝日）の車両を活用して、地域イベントの開催に合わせた臨時運行を実施
- 臨時運行バス停及び路線



- 路線不定期運行として申請し、イベント開催日時に合わせて運行日、運行ダイヤを設定（イベント開催前に利用者へは広報誌等で周知を実施し、国に運行の実施を届出）
- 使用する車両・バス停、運賃は通常運行に同じ。

12. その他

- 事業計画変更予定日：令和2年3月1日

1. 路線の一部変更、新設、廃止 (変更部分を 赤字 で記載)

■ 新設路線：延べ180m (詳細は路線一覧参照)

道路種別	道路管理者	延べ延長	路線名
県道	久留米県土整備事務所	100m	B21(一部 100m)
市道	久留米市	80m	B37(一部 80m)

■ 廃止路線：延べ0m (詳細は路線一覧参照)

■ 路線一覧 1/3 (国道部)

新路線 番号	現路線 番号	起点	終点	キロ程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市、みやき町は佐賀県三養基郡みやき町)				
b1	b1	みやき町大字市武 1397-1 地先	みやき町大字市武 1546 地先	60	国道	佐賀県東部土木事務所 (国道 264 号)
b2	b2	佐賀県神埼市 千代田町迎島 2731 地先	県境(青木中津大橋)	210	国道	佐賀県東部土木事務所 (国道 385 号)
b3	b3	県境(青木中津大橋)	城島町江島 682-13 地先	210	国道	久留米県土整備事務所 (国道 385 号)
b4	b4	城島町上青木 314-4 地先	城島町上青木 381-1 地先	290	国道	久留米県土整備事務所 (国道 385 号)

■ 路線一覧 2/3 (県道部)

新路線 番号	現路線 番号	起点	終点	キロ程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市、みやき町は佐賀県三養基郡みやき町)				
b5	b5	みやき町大字市武 1546 地先	みやき町大字市武 1524 地先	160	県道	佐賀県東部土木事務所 (県道 133 号)
b6	b6	みやき町大字市武 1397-1 地先	みやき町大字市武 1488 地先	250	県道	佐賀県東部土木事務所 (県道 133 号)
b8	b8	城島町芦塚 401-5 地先	城島町芦塚 473-3 地先	560	県道	久留米県土整備事務所 (県道 133 号)
b9a	b9a	城島町下田 563-2 地先	城島町下田 490-3 地先	240	県道	久留米県土整備事務所 (県道 47,133,701,711 号)
b9b	b9b	城島町下田 299-4 地先	城島町原中牟田 589-6 地先	5,250	県道	久留米県土整備事務所 (県道 701 号)
b10	b10	城島町下田 563-2 地先	城島町下田 603-6 地先	250	県道	佐賀県東部土木事務所 (県道 19 号)
b11	b11	城島町下田 603-6 地先	城島町下田 1500 地先	590	県道	久留米県土整備事務所 (県道 19 号)
b12	b12	城島町浜 1001 地先	城島町浜 293-1 地先	150	県道	久留米県土整備事務所 (県道 47 号)
b14	b14	城島町大依 208-3 地先	城島町城島 438-1 地先	1,220	県道	久留米県土整備事務所 (県道 15 号)
b15	b15	城島町六町原 322-23 地先	城島町江上上 559-4 地先	1,030	県道	久留米県土整備事務所 (県道 83 号)

新路線 番号	現路線 番号	起 点	終 点	キ口程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市、みやき町は佐賀県三養基郡みやき町)				
b16a	b16a	城島町榑津 636-3 地先	城島町榑津 1463-8 地先	320	県道	久留米県土整備事務所 (県道 702 号)
b16b	b16b	城島町榑津 465-1 地先	城島町原中牟田 589-6 地先	380	県道	久留米県土整備事務所 (県道 702 号)
b16c	b16b <分割>	城島町江上本 536-7 地先	城島町江上 291-4 地先	580	県道	久留米県土整備事務所 (県道 702,711 号)
b17	b17	城島町六町原 322-23 地先	城島町六町原 626-2 地先	750	県道	久留米県土整備事務所 (県道 706 号)
b18	b18	城島町江上本 707-2 地先	城島町江上本 1357 地先	910	県道	久留米県土整備事務所 (県道 702 号)
b19	b19	三漕町玉満 2371 地先	三漕町福光 66-1 地先	1,800	県道	久留米県土整備事務所 (県道 23,15,759,710 号)
b20	b20	三漕町福光 66-1 地先	城島町江上上 88-2 地先	420	県道	久留米県土整備事務所 (県道 710 号)
b21	b21	城島町江上上 88-2 地先 新設区間:終点側 100m	現況:城島町江上 1506-4 地先 変更:城島町江上 1515-2 地先	現3,190 夔3,290	県道	久留米県土整備事務所 (県道 710 号)
b22	b22	城島町江上本 2008-16 地先	城島町江上 1506-4 地先	190	県道	久留米県土整備事務所 (県道 99 号)
b23	b23	城島町江上 1416-4 地先	城島町江上本 1924-2 地先	220	県道	久留米県土整備事務所 (県道 99 号)
b24	b24	城島町江上本 1924-2 地先	城島町江上本 1938 地先	40	県道	南筑後県土整備事務所 (県道 99 号)
b25	b25	佐賀県神埼市 千代田町迎島 2731 地先	城島町浮島 487-1 地先	370	県道	佐賀県東部土木事務所 (県道 19 号)
b26	b26	城島町浮島 487-1 地先	城島町浮島 487-3 地先	20	県道	久留米県土整備事務所 (県道 19 号)
b27	b27	城島町江島 462-1 地先	城島町青木島 48-1 地先	890	県道	久留米県土整備事務所 (県道 47 号)
b28	b28	城島町青木島 510-2 地先	城島町西青木 576-1 地先	900	県道	久留米県土整備事務所 (県道 47 号)
b29	b29	城島町西青木 576-1 地先	城島町西青木 575-1 地先	50	県道	南筑後県土整備事務所 (県道 765 号)

■ 路線一覧 3/3 (市道部)

新路線 番号	現路線 番号	起 点	終 点	キ口程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市、みやき町は佐賀県三養基郡みやき町)				
b30	b30	県境(両国橋)	みやき町市武 886-2 地先	460	町道	みやき町
b31	b31	県境(両国橋)	城島町芦塚 401-5 地先	150	市道	久留米市
b32	b32	城島町芦塚 473-4 地先	城島町下田 511-7 地先	1,770	市道	久留米市
b33	b33	城島町下田 603-6 地先	城島町下田 603-5 地先	60	市道	久留米市
b34	b34	城島町下田 705-1 地先	城島町下田 1515 地先	130	市道	久留米市
b35	b35	城島町下田 603-6 地先	城島町下田 604-7 地先	50	市道	久留米市

新路線 番号	現路線 番号	起 点	終 点	キロ程 (m)	道路 種別	道路管理者
		(住所は福岡県久留米市、みやき町は佐賀県三養基郡みやき町)				
b36	b36	城島町浜 293-1 地先	城島町城島 252-1 地先	1,510	市道	久留米市
b37	b37	現況:城島町内野 518-26 地先 変更:城島町内野 448-4 地先	城島町内野 465-1 地先 新設区間:起点側 80m	現 280 類 360	市道	久留米市
b38	b38	城島町城島 542-11 地先	城島町城島 542-9 地先	150	市道	久留米市
b41	b41	城島町城島 186-21 地先	城島町城島 118-1 地先	200	市道	久留米市
b42	b42	城島町榑津 750-1 地先	城島町榑津 756-12 地先	30	市道	久留米市
b43	b43	城島町大依 208-3 地先	城島町六町原 626-2 地先	1,330	市道	久留米市
b46	b46	城島町榑津 1439-7 地先	城島町榑津 1450 地先	70	市道	久留米市
b47	b47	城島町榑津 1354-1 地先	城島町榑津 1300-3 地先	240	市道	久留米市
b49	b49	城島町榑津 1463-8 地先	城島町榑津 465-1 地先	390	市道	久留米市
b51	b51	城島町原中牟田 314-1 地先	城島町江上本 615-3 地先	600	市道	久留米市
b52	b52	城島町江上本 503-2 地先	城島町江上本 536-7 地先	210	市道	久留米市
b54	b54	城島町江上上 165-1 地先	城島町江上上 470-5 地先	530	市道	久留米市
b55	b55	城島町江上上 395-1 地先	城島町江上上 636-13 地先	200	市道	久留米市
b56	b56	城島町榑津 756-12 地先	変更:城島町江上本 1095-2 地先	2,330	市道	久留米市
b57	b57	城島町江上 312-3 地先	城島町江上 297-4 地先	90	市道	久留米市
b58	b58	城島町江上本 1394-8 地先	城島町江上本 1575-4 地先	210	市道	久留米市
b59	b59	城島町江上本 1356-1 地先	城島町江上本 1354-1 地先	30	市道	久留米市
b60	b60	城島町江上本 1938 地先	城島町江上本 1938 地先	10	市道	大川市
b61	b61	城島町江上本 1938 地先	城島町江上本 2008-16 地先	80	市道	久留米市
b62	b62	三潞町玉満 1905 地先	三潞町玉満 1885 地先	670	市道	久留米市
b63	b63	城島町榑津 1310-1 地先	城島町上青木 344-1 地先	1,300	市道	久留米市
b64	b64	城島町江上本 503-2 地先	城島町西青木 647 地先	3,200	市道	久留米市
b66	b66	城島町西青木 556 地先	城島町西青木 575-1 地先	160	市道	久留米市
b67	b67	城島町四郎丸 347-6 地先	城島町四郎丸 261 地先	40	市道	久留米市
b68	b68	城島町青木島 220-2 地先	城島町西青木 31-1 地先	1,010	市道	久留米市
b69	b69	城島町青木島 48-1 地先	城島町青木島 510-2 地先	1,030	市道	久留米市
b70	b70	城島町浮島 487-3 地先	城島町浮島 112-88 地先	1,750	市道	久留米市
b71	b71	城島町浮島 830 地先	城島町浮島 1134 地先	540	市道	久留米市
b75	b75	城島町下田 293-3 地先	城島町下田 299-4 地先	120	市道	久留米市

2. 停留所名称等の変更

現 状	変更後
城島ふれあいセンター	【通常バス停⇒要予約バス停】
浜公民館	【通常バス停⇒要予約バス停】
浜南	【通常バス停⇒要予約バス停】
芦塚浜	【新設】
筒江東	【新設】
マルキョウ三瀬店前	【新設】

以下、図面等資料調整中